第百四十二条の四に次の二項を加える。

前三項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項から第三項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百四十二条の四を第二百九条とする。

第百四十二条の三を削る。

第百四十二条の二に見出しとして「（報告）」を付し、同条中「組合等又は農業共済組合連合会」を「農業共済団体又は共済事業を行う市町村（以下「農業共済団体等」という。）」に、「、定款又は共済規程等若しくは保険規程」を「又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例」に、「組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは」を「農業共済団体等又は受託者（第百十四条第一項又は第百八十八条第一項の規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）からその業務又は」に、「、当該」を「当該」に、「若しくは会計。以下この条及び次条において」を「又は会計に、受託者にあつてはその委託された業務又はこれに係る会計に限る。以下」に、「徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査する」を「求める」に改め、同条を第二百八条とする。

第五章の二を第六章とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　政府の再保険事業等

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節　農業共済事業に係る保険事業

第百四十二条に見出しとして「（準用）」を付し、同条中「第百二十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十一条の二まで」を「第百七十条（第三号に係る部分に限る。）及び第百九十四条から第百九十九条まで」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章第二節中第百四十二条を第二百三条とする。

第百四十一条の五から第百四十一条の七までを削る。

第百四十一条の四に見出しとして「（保険関係の成立）」を付し、同条第一項中「特定組合」を「特定組合等」に、「に農作物共済」を「に第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に、「共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに」を「政令で定めるところにより」に改め、「当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条を第二百一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険金額等）

第二百二条　前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十一条の三に見出しとして「（政府の保険事業）」を付し、同条中「が第八十三条第一項第一号及び第三号から第六号まで」を「又は全国連合会（次条において「特定組合等」という。）が第九十七条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条を第二百条とする。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　農業共済責任保険事業に係る再保険事業

第百四十一条の二に見出しとして「（準用）」を付し、同条中「政府」を「この節の規定による政府」に、「第八十七条の二第六項及び第八十八条から第九十条まで」を「第百十九条及び第百二十条」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章第一節中第百四十一条の二を第百九十九条とする。

第百四十一条に見出しとして「（審査の申立て）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項中「第百三十一条第二項」を「第百七十一条第二項」に改め、同条を第百九十八条とする。

第百四十条に見出しとして「（免責事由）」を付し、同条中「の定める」を「で定める」に、「責め」を「責任」に改め、同条第一号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「保険規程」を「事業規程」に改め、同条第二号及び第三号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第四号中「農業共済組合連合会が第百三十八条又は前条」を「都道府県連合会が前二条」に改め、同条を第百九十七条とする。

第百三十九条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「の定める」を「で定める」に、「その」を「、その」に改め、同条を第百九十六条とする。

第百三十八条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条を第百九十五条とし、同条の前に見出しとして「（通知義務）」を付する。

第百三十七条の二に見出しとして「（再保険料の分割支払）」を付し、同条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「保険規程」を「事業規程」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条を第百九十四条とする。

第百三十五条から第百三十七条までを削る。

第百三十四条に見出しとして「（再保険関係の成立）」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「に農作物共済」を「に第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に、「共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに」を「政令で定めるところにより」に改め、「当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第百九十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再保険金額等）

第百九十三条　前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三十三条に見出しとして「（政府の再保険事業）」を付し、同条中「農業共済組合連合会が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済」を「都道府県連合会が第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に改め、同条を第百九十一条とする。

第五章に次の一節を加える。

第三節　農業経営収入保険事業に係る再保険事業

（政府の再保険事業）

第二百四条　政府は、全国連合会が農業経営収入保険によつて被保険者に対して負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第二百五条　全国連合会と保険資格者との間に農業経営収入保険の保険関係が存するときは、政令で定めるところにより、政府と全国連合会との間に、農業経営収入保険に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

（再保険金額等）

第二百六条　前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に関し必要な事項は、政令で定める。

（準用）

第二百七条　この節の規定による政府の再保険事業には、第百二十条、第百七十条（第三号に係る部分に限る。）及び第百九十四条から第百九十八条まで並びに保険法第十一条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章を次のように改める。

第四章　農業経営収入保険事業

（農業経営収入保険事業）

第百七十五条　全国連合会は、農業経営収入保険事業を行うことができる。

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とする。

一　被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対し保険金（第百八十二条第一項の特約をした場合にあつては、同項第二号の特約補塡金を含む。次号及び第百八十六条において同じ。）を交付する事業

二　前号に掲げる事業の被保険者で保険金の支払が見込まれるものに対し、その見込額の範囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業